

## 吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づき開示事項)

2023 年 4 月 1 日

株式会社資生堂

株式会社ファイントゥデイインダストリーズ

2023年4月1日

吸収分割に係る事後開示書類  
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都中央区銀座七丁目5番5号  
株式会社資生堂  
代表取締役 魚谷 雅彦

埼玉県久喜市清久町5番  
株式会社ファイントゥデイインダストリーズ  
代表取締役 両角 浩人

株式会社資生堂（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ファイントゥデイインダストリーズ（以下「承継会社」といいます。）は、2023年2月22日付で吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、効力発生日を2023年4月1日として、分割会社とその久喜工場において営む事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2023年4月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項本文に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

(i) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割の要件を満たすことから、分割会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(ii) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

分割会社は、会社法第 787 条第 4 項に基づき、新株予約権者に対して公告を行いました。同条第 1 項に従って、分割会社に対して新株予約権の買取請求を行った新株予約権者はいませんでした。

(iii) 債権者の異議（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 22 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、承継会社の商号及び住所、分割会社及び承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることを旨を公告いたしました。所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当する事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(i) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

承継会社の株主は分割会社のみであり、分割会社は承継会社の特別支配株主に該当することから、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(ii) 債権者の異議（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 22 日付の官報及び日刊工業新聞にて、吸収分割をする旨、分割会社の商号及び住所、分割会社及び承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を公告いたしました。所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、分割会社とその久喜工場において営む事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割による変更の登記は、2023 年 4 月 14 日までに申請する予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

- (1) 分割会社の株主総会決議の省略

分割会社においては、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸収分割について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

- (2) 承継会社の株主総会決議の省略

承継会社は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、本吸収分割について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

- (3) 労働者保護手続の経過

分割会社は、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます）第 7 条に基づき、労働者と協議を行い、労働契約承継法第 2 条第 1 項及び第 2 項に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いました。労働者から異議の申し出はありませんでした。

以上